

埋蔵文化財の取り扱いの流れについて（山武市）

令和7年4月作成

※各書式はホームページからダウンロード可能です。

埋蔵文化財包蔵地有無の確認

窓口・FAX・メールでお問い合わせください。（問い合わせ範囲がわかる地図を必ず添付してください。地番だけの回答はできません。）※地図がご用意できない場合はご相談下さい。

「埋蔵文化財の取り扱いについて（確認）」は文書での回答が必要な場合、提出してください。（例：農地転用、林地開発、その他開発許認可など）



包蔵地に該当する



包蔵地に該当しない

埋蔵文化財包蔵地に該当し、土木工事等をおこなう場合

申請者は、文化財保護法第93条1項により、当館に「埋蔵文化財発掘の届出について」を提出。（工事着手の60日以上前）可能な限り、届出を提出する前に当館までご連絡ください。

埋蔵文化財包蔵地に該当しない

諸届終了です。
ただし、工事中に土器などが発見された場合は文化財保護法96条に基づく届出が必要です。当館までご連絡ください。



現地確認・必要に応じて試掘調査（発掘調査の必要性の判断）

専門職員が現地を確認し、工事内容や必要に応じて試掘調査を実施します。

試掘調査は工事面積の1%を目安に掘削し、遺構・遺物の有無の確認をするものです。

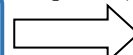
※職員による手掘りで行うため工事面積が広い場合は日数を要します。

※工事面積が広い場合は重機・オペレーター提供等の協力をお願いする場合もございます。



山武市教育委員会から千葉県教育委員会に届出を提出、文化財課から指示事項が通知されます。

工事立会



慎重工事

工事立会

工事内容が軽微で埋蔵文化財への影響が局限と判断される場合など。当館の専門職員が工事に立会います。

慎重工事

工事に着工できます。工事中に土器などが発見された場合は文化財保護法96条に基づく届出が必要です。当館までご連絡ください。



発掘調査が必要

発掘調査が必要な場合は、事業者及び山武市教育委員会で協議
工事を実施するか、設計変更等を行うかなどの協議を行います。



発掘調査

工事によって埋蔵文化財に影響が及ぶと判断された場合、発掘調査が必要になります。

①確認調査（工事面積の10%）※費用は事業者の負担になります。公費では行えません。



②協議（必要に応じて協議を行います）



③本調査 ※費用は事業者の負担になります。公費では行えません。

※ここに示している流れは基本的なものになります。工事内容、現地の状況により手続きが異なる場合がございます。

連絡先⇒山武市歴史民俗資料館 〒289-1344 千葉県山武市殿台 343-2

TEL・FAX:0475-53-3023 MAIL:rekishi@city.sammu.lg.jp